

この町は あなたが住む町 つくる町 神川町議会

# かみかわ町議会だより



「武運守護神と伝えられ、往昔より、総鎮守として、新宿、寄島、峯岸地区を見守り、尊敬されている」 新宿 八幡神社

(撮影者「フォーカス友の会」鎌田 衛さん)

- 平成20年度神川町一般会計補正予算（第1号）を可決
- 神川町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例などを可決



編集 神川町議会運営委員会  
発行 埼玉県児玉郡神川町議会

〒367-0292 児玉郡神川町大字植竹909  
☎ 0495(77)0707 <http://www.town.kamikawa.saitama.jp>

# 定例会の あらまし

平成20年度第3回神川町議定例会は6月5日から12日までの8日間の会期で開かれ、町政に対する一般質問が行われたほか、町長から提案された平成20年度神川町一般会計補正予算(第1号)、神川町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、神川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、神川町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、神川町介護保険条例の一部を改正する条例、神川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、町道路線の認定について、平成19年度神川町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告、神川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分などほか3件の専決処分の承認を求めることについてなど、8議案、報告4件、陳情1件、意見書関係2件、併せて15件の案件が審議されました。

## 町政に対する 一般質問

一般質問は、6月5日に行われ、5名の議員が町長をはじめ町当局の考えを質問しました。  
概要は、次のとおりです。



森 勇 議員

## 広域合併について

国が市町村の面倒を見てくれる時代が終わり、地方の市町村への交付税や補助金が毎年減額され、このままでは町の財政がますます厳しくなる一方であり、去る5月の全員協議会で、町長は、「今後町民に迷惑をかけることが多いけれども、町民の皆さんとともに我慢をしていく」と言われました。これがまさに町の現実であります。そこで今、国策として平成の市町村大合併を進めております。平成11年3月の時点で3, 232の市町村に対して、現在およそ半分近くの1, 784にまで減っております。神川町も広域組合として、消防、ごみ処理を始め、多くの行政分野で共同処理を行っており、本庄市を中心とした枠組みでの広域合併を進めるべきと考えております。町長はどのように考えているのか伺う。平成17年合併特例期限が切れ、新たに施行された合併特例新法期限も平成22年3月で期限切れになります。本庄市を中心とした児玉郡市の枠組みでの法定協議会を設置する考えを持っているのか伺う。

## 答え 町長

平成18年1月1日に合併し、2年6カ月を経過いたしました。そして、新たな町づくりに向け、昨年度議会の議決をいただきました総合計画を初め各種計画策定を進め、住民の最も身近な基礎的自治体として歩み始めました。この合併は、平成11年から始まった

いわゆる平成の大合併と称され、平成18年3月末現在では、これまで3, 232あった全国の市町村数が1, 821まで減少し、埼玉県内では92市町村から70市町村となっております。児玉郡市管内におきましては、1市4町1村による児玉地域合併協議会の設置、そして解散等、幾多の紆余曲折を経て、平成18年1月、新たな神川町、本庄市が続いて誕生し、児玉郡市1市3町という行政の枠組みが確立され、各市町

が基礎自治体としての行政運営に取り組んでおります。郡市の将来と合併の重要性については、総務大臣が市町村合併をおきましては、総務大臣が市町村合併を推進するための基本指針を定め、この指針に基づき、県は市町村合併推進審議会の意見を聞いて、市町村の合併に関する構想を策定し、支援することとなっております。県の考えでは、児玉郡市の1市3町の組み合わせが示されており、広域合併のスケールメリットといったしましては、市長給、議会議員定数、その他附属機関の特別職の人員及び職員数の削減、組織機構の再編、電算システムの効率化、事務の多様化への対応等について、国、県が想定しております効率的な行政運営に資するものと考えられます。しかしながら、行政の効率化を優先する中には、住民サービスの低下と申しますか、住民の皆様にもある程度ご理解を願わなければならぬものと考えられます。さきの合併におきましてのご意見を拝聴するに、賛否両論さまざまな意見がございます。いずれにいたしまして、地域住民のご理解、ご協力を得てこそ、これからの行政は成り立っていく時代であり、行政と住民の協働による行政運営が不可欠であります。広域合併につきましては、議員の皆さんの意見、また住民の意見を承り、新たな町づくりの可能性や必要性につきましては検討してまいります。

# 下水道事業について

平成14年から特定環境保全事業として実施されました渡瀬地区下水道事業が、本年3月をもって完了いたしました。19年度分約50世帯の接続が可能となりました。今まで道路側溝や水路に垂れ流されていた生活排水もなくなり、生活環境が生まれ変わりました。当初の予定どおり順調に完成を迎えることができました。加入の意思があるかどうかの目安になる受益者負担金納入戸数とその割合を伺う。また、工事申請戸数が2月末で175戸ですが、5月末最新の情報では工事申請戸数は何戸なのか。また、今後の加入率を最終的にどのよう予測しているのか伺う。渡瀬地区公共下水道加入者にとって、町の水道水は完全に消毒をされ、そして安心して飲めるおいしい水であります。そのおいしい水道水よりも、排水路や下水にふる水や洗濯の水を流すほうが高い料金を支払うのです。今までなかったものだけに、重い負担に感じているのも事実であります。そこで、加入に消極的な家庭の理由を考えてみますと、後継者不在の高齢者世帯もありますが、使用料が高過ぎるとの声が圧倒的に多い状況であり、加入促進の大きな壁となっております。維持管理費は無人管理であり、当初の予測よりかなり安くなっているはずであります。今後の普及率等を考えますと、早い時期に料金の見直しを検討するべきと思うが、町の考えを伺う。

次に、流域下水道について伺います。私は、この流域下水道事業のいかによって町はさらに厳しい財政状況になると思っております。平成16年度末に事業認可を受け、調査設計に続き、今主要幹線工事が進められており、その工事に伴い、一部負担金として毎年埼玉県に1億円をはるかに超える金額を支払っているのです。18年度1億6,000万、19年度1億3,000万、20年度にも1億3,000万、これが今後平成27年まで毎年続くのであります。さらに、今度は主要幹線に続いて支線工事が始まります。管網整備が始まるわけですが、今度も、新宿まで今後20年間以上続けなければなりません。そこで、流域下水道事業の今後のスケジュールはどうなっているのか、また、町民個人への供用開始はいつごろから始まるのかも伺う。その供用開始に伴い、下水道使用料金は渡瀬公共下水道料金よりもかなり安い料金が設定されると思っております。その格差をどのように考えているのかも伺う。今後、新宿まで20年以上管網の整備が続くとします。2分の1の補助金で実施されますが、年間、例えば2億円の管網整備をすれば、当然町の負担は1億円になります。お金がないからと事業を進めなければ、国土交通省が進めている下水道整備100%の国策に反することになります。やればやるほど町の財政を圧迫し、厳しさは増すばかりだと思います。どのように進めるお考えなのか伺う。また、旧神泉地区や小浜、貫井、肥土、前組地区については、流域下水道事業計画地に入っておりません。これだけの大事業、大資本を投入しながら、その計画地外の住民にはどう説明をし、どう対応する考えなのか伺う。文化的に生活には下水道整備は欠かすことができません。この事業が町の財政に及ぼす影響を町長はどのように認識しているのか伺う。

# 答え 町長

下水道事業について加入率の現状と今後の取り組みについてですが、渡瀬地区の下水道工事も、平成19年度をもちましてすべての工事が完了し、下水道事業認可区域全域で接続が可能となっております。供用開始から丸2年が経過いたしました。加入状況は、下水道へ接続可能な一般世帯、事業所、店舗等が605件ほどあり、そのうち5月末現在で一般世帯208件、事業所等10件、合計218件が下水道へ接続しております。加入率は36%、使用人数については、接続可能な区域の人口が1,579人と推計しています。

そのうち、573人の方が下水道を使用しており、3人が下水道を使用していないこととなります。接続工事については供用開始から3年以内に実施していただくよう、住民説明がされています。また、加入の意思表示をあらわす受益者負担金の申告状況から見ますと、認可区域内に申告の対象となる世帯が505世帯ありますが、そのうち409世帯の方が申告を済ませ、申告率については80%ほどとなっております。下水道事業に対する理解は広く得られていると思っております。今後接続が進み、加入率が向上していくものと考えております。なお、未申告者に対しては、今後も引き続き下水道事業の理解が得られるよう努力してまいります。また、供用開始から2年経過し、接続を阻害する要因も把握できましました。要因としては、接続工事費用、使用料等で経済的負担がふえる、浄化槽を使えなくなるまでは浄化槽を使いたい、また、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加等の要因が接続を阻害しているようであり、このように阻害要

因はさまざまですが、今後は接続率の向上を図るためにこのような阻害要因を分析し、いかに接続意識を向上させるかが今後の課題となります。利用料金の問題についても重要なポイントであります。この件につきましては経過の時期ではまだないと私は思っています。今のところ、現在の皆さんのお力添えによりまして進めていく考え方を保持しております。今後も引き続き戸別訪問、町ホームページ、広報紙等を通じて下水道の役割及び必要性についての啓発、早期接続工事実施のお願い、また融資あわせん制度の紹介等を行い、安定した下水道経営に向けて、渡瀬地区下水道推進協議会指定工事店との連携を図り、努力してまいりたいと思っております。

続いて、流域下水道事業の進捗状況と財政についてですが、埼玉県発注の神川幹線につきましては、児玉工業団地遊水地グラウンド交差点付近において、神川4号流入点管渠築造工事を行っており、平成21年3月末には接続し、放流が可能となります。また、平成22年3月末には、石田屋の交差点までの神川3号流入点管渠築造工事が行われます。神川町の事業の取り組みにつきましては、神川4号流入点に平成21年3月末の接続を行い、平成21年4月には児玉工業団地内神川地区の企業の一部を供用開始し、平成22年4月には児玉工業団地内の神川町全域及び上里町全域及び本庄市の一部を供用開始することです。平成18年度には、神川地区の企業担当者には下水道計画の説明会を実施するとともに、児玉工業団地内の道路内に埋設されている汚水既存管の劣化調査及び企業敷地内の既設管の調査等を実施いたしました。その結果、新たに汚水管を新設するよりも既存管を汚水管渠として使用することで約2億2,000万円の事業経費を抑制する



渡瀬地区内下水道工事

ことができません。この結果を踏まえ、事業認可の計画がされていない児玉工業団地内上里町全域の事業着手を同時に行うことについて協議しました。平成19年度には、各企業に対して受け入れ水質基準の情報提供や放流汚水量の調査を実施するとともに、供用開始に向けた埼玉県及び関係市町協議を重ねてまいりました。今年度は、平成21年4月に神川地区の一部を供用開始するために、埼玉日本電機株式会社から神川道路に大鵬薬品工業株式会社から神川4号流入点までの汚水管渠築造工事を実施するとともに、本年12月定例議会にて下水道条例の改定のご審議をお願いする予定でございます。平成21年度事業といたしましては、児玉工業団地内の神川地区全域及び上里町全域及び本庄市の一部を供用開始するため、未接続となつての遊水地グラウンド交差点付近の上里町との共同管渠築造工事を実施いたします。これからの神川町の財政状況は将来的に読めない部分もあり、現財政状況を勘案しながら、事業実施を行つてまいりたい。

現在急激な経済成長、人口増加等を見込めない状況において、地域特性を生かした着実な行政運営が求められており、土地利用計画におきましても、大規模な開発等の計画は現下の情勢では見込めず、着実な土地利用として策定をいたしました。丹荘地区及び青柳地区におきましては、平坦な農業地帯が形成されておいて、この農用地の中に集落が形成されており、この農用地の優良農地の保全を図りつつ、住宅地の

答 え 町 長

新町建設計画の中で今後の具体的な計画について。平成18年1月に合併しまして新神川町がスタートし、合併協議会合意により新町建設計画が策定され、平成18年、19年に神川町総合計画の基本構想が決まりました。総合計画の中で、土地利用構想の6つの項目の指標も示されました。1つは、町並み創造ゾーン、田園定住ゾーン、定住促進ゾーン、工業立地ゾーン、林間自然ゾーン、6つの土地利用が示されたわけですが、実現していくのはいつか同う。以前、平成20年度より実施するといふ答弁がありましたが、現実に総合政策の中の土地利用の具体的によつていくプロジェクトを立ち上げて、その委員会、あるいはその機構をやつていくのか、町長の見解を伺いたい。土地利用政策は、税収増、企業誘致による雇用の確保、住宅供給による人口増、商業施設などに直結する町の重要な政策です。また、民間の知恵を生かした土地利用計画、休耕地など、農業・工業促進、工業等の導入地域の制度もあります。企業誘致を促進する政策があると思ひます。財政は厳しいこともよくわかつておりますが、土地の見直しによつて歳入確保されると思ひます。農業、商業、工業、あらゆる政策も大事です。神川町全体を考える中で、町長の考えを伺う。

土 地 利 用 計 画 に つ い て



松 本 文 作 議 員

整備や幹線道の整備を行い、あわせて歴史・文化の拠点を整備し、ゆとりある暮らしのゾーンを目指します。また、公共交通施設等が集積している丹荘駅、役場周辺地域、及び旧来から市街化され、下水道整備など生活環境整備も進んでおります大字渡瀬地区を町並み創造ゾーンと位置づけ、商業施設、住宅整備など、にぎわいのある空間として整備してまいりたい。工業立地ゾーンにつきましては、大字元原地区の児玉工業団地、大字二ノ宮地区のうめみ工業団地、大字元阿保地区の農村工業導入促進地区の既存地区3地区を定め、企業立地など事業所等の集積を進め、農・工調和した均衡ある発展、

雇用の増進、若者の定住促進など、地域経済の発展を目指します。神泉総合支所を中心とした上・下阿久原地区において、生活産業基盤や公共交通拠点の整備、公共文化施設の活用など、潤いのある住みよいまちづくりを推進し、定住促進の拠点形成に努めます。大字矢納及び上・下阿久原、渡瀬及び二ノ宮地域に連なる山間地域につきましても、100年の森、城峯公園などの恵まれた自然景観を有し、矢納フィッシングパーク、冬桜の宿神泉など公共施設が整備されています。また、御岳の鏡岩や金鑽神社多宝塔など国指定重要文化財など自然と歴史の宝庫であることから、山林の適正管理を図りつつ、観光レクリエーションの拠点として整備を図り、農林産物の生産振興を通じて恵みと安らぎの空間の提供を目指してまいります。その他、神流川沿岸地域を親水交流ゾーンと位置づけ、各ゾーンの特性を生かした環境整備を図つてまいりたいと存じます。神川町におきましては、都市計画法に基づき、旧神泉地域を除いた地域が児玉都市計画区域として非線引きされておりますが、用途指定として児玉工業団地を工業専用地域として、その他一部都市公園を指定している状況であり、その他の地域指定は、市街化区域や市街化調整区域等の線引きは行われていません。このため、本町の実質的な土地利用は、農業振興地域の整備に関する法律（通称農振法）において、優良の農地の確保を目的とした計画において、優良の農地の確保を観点から制限が設けられ、土地利用を規制しております。

また、児玉工業団地及び農村工業導入促進地域に隣接した地域開発につきましても、農業後継者不足などによる遊休農地の有効活用等も視野に入れた今後の社会経済情勢、工業団地等の業者の定住要望、地域地権者の意向を踏まえ、土地利用形態の計画変更等に

いきいきサロンについて

いきいきサロンの町内における実情について。町内23行政区が現在あります。いくいきサロン運営についてどのように行われているか。行政のほうで出しているのか、町のほうで出しているのか、何人ぐらい、事業内容、また実施場所、補助金を行政

答え 町長

地域を拠点に住民である参加者とボランティアとが協働で内容を企画し、の活動を行います。地域の集会所等を利用し、会話や外出機会の少ない高齢者や障害を持つ方など地域住民が地域を拠点に集まり、おしゃべりや会食などの場をつくり、自主的に互いに仲間づくりや生きがいを持つことなど、大きな効果が期待できます。町では、平成15年に民生児童委員協議会の高齢者部会を中心となり、大字元阿保でサロンがスタートしました。その後、社会福祉協議会が主体となり、運営経費の支援や相談、保険の加入や運営協議会を所管し、民生児童委員等が新規サロンの立ち上げや高齢者の状況把握など、共同で事業の推進に努めてまいりました。その結果、平成19年度の実績では、元阿保、熊野堂、原新田、貫井、新里の5カ所の行政区で月に1度、年9回から11回実施され、8人から20人延べ626人の参加があり、茶飲みや食事、おしゃべりを中心として体操、園芸などで、協力者は、民生児童委員、大字区長や役員、老人クラブ、赤十字奉仕団、婦人会、ボランティアによる地域の皆さんでございませ



植竹第3いきいきサロン

に出かけた地域もあります。参加者からは、日ごろ地域に暮らしていてもおしゃべりやともな楽しめるレクリエーションの場がなかった。共通の話題や昔話などお互いに励まし合うことができて本当によかった、また次が楽しみだ等、意見が寄せられました。平成20年度より新里、池田で開設され、近く植竹第三、小浜でも開設予定となっております。町では、社会福祉協議会や民生児童委員、協力者と協働で内容の充実を努め、地域の皆さんの協力とご理解をいただき、町内全地域で大勢の方が参加できるようにさまざまな支援、情報提供を行います。特にいきいきサロン立ち上げのときは、社会福祉協議会がお手伝い等をさせていただきます。

高校・大学生の就学支援について



町田 久 議員

神川町同和対策高校・大学奨励費補助金制度は、1974年4月に制度化され、町独自の制度として同和地区の高校・大学生の進学率の向上や就学援助推進として一定の効果を挙げてきました。この制度が生まれた経過は、進学率の向上を目指して、教育委員会、町内教職員による同和教育の推進が始まりました。また、文部省による地区内小中学生を対象とした事業の一環として、1973年2月から3月末までの2カ月間、中学生を中心とした学力向上学級が青柳会館で開設されました。この学級に参加をした中学生が高校に進学し、就学奨励費の必要性を町に要望を始めたのが契機となりました。しかし、町がこの要望を簡単に受けとめたわけではありませんでした。その必要性を求めらる中で、町もこれを受けとめ、制度化に向けた検討の結果、ようやく実施をされたのであります。見直しの協議が昨年来から団体と教育委員会で始まっておりませんが、今後この奨励費補助制度の町長はどのような見直しを考えているのか、伺います。

続いて、神川町奨学資金貸付制度の見直しについてですが、現在、町内の高校・大学生12人がこの制度を利用して就学をされていると聞いております。また、これまでに166人が活用したと伺っていますが、既に50年が経過をしています。この条例を改めて目を通しますと、この条例には何点かの項目に疑問がありますので、町長の見解や条例の見直し等、今後の考え方について伺います。

答え 町長

町では、同和対策高等学校・大学就学奨励費補助交付要綱と奨学資金貸与条例より、就学支援を行ってまいりま

した。こうした取り組みの中、同和対策高等学校・大学奨励費補助金交付要綱は、特別法が失効したことや時代の変遷とともに制度の見直しを図る時期に来ているものと考えられております。今年度同和対策高等学校・大学就学奨励費補助金制度を廃止し、現在の奨学

資金貸与条例の充実を図ってまいりたいと考えております。詳細につきましては教育長より答弁させます。



丹莊小梨花粉交配

答え 教育長

神川町同和対策高等学校・大学就学奨励費補助金制度についてですが、昭和52年7月に施行され、合併後も継続しているものでございます。この制度の目的は、補助金交付要綱を見ますと「町内の同和地区に居住する住民」の指定制で、高等学校や大学等在学する者に対し、「教育の機会等就学の奨励、開放への自覚を高め、部落解放に後見し得る有為な人材を育成するため、予算の範囲内において奨学奨励費補助金を交付する」とあります。この制度も31年経過し、時代の変遷とともに制度の見

直しをしていく時期に来ているものにとらえております。また、同和対策事業も、同和対策審議会答申から人権教育啓発推進法まで35年間、その成果を上げてきているところでございます。このような状況を踏まえ、この制度につきましては今年度をもちまして廃止し、経済的な理由等により進学が困難な家庭に対して、就学支援のための現行制度の神川町奨学資金貸し付けで対応してまいりたいと考えています。

次に、神川町奨学資金貸付制度でございますが、昭和33年3月にこれは施行され、その後、平成18年1月1日の合併により一部改正による見直しが行われております。そして、この目的を条文より見ますと、「神川町民で、経済的な理由により高等学校等へ就学が困難な者に対し、学資を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とする」とございます。しかし、この中の条文に不適切な表記があることも認識しております。そういったことで、今後この制度の内容にさらに検討を加え、そして見直し、内容を十分に話し合い、高校や大学等への奨励や経済的な理由等によって進学が困難な家庭に対して、多くの町民に理解が得られるような奨学資金制度にしてまいりたいと考えております。



後期高齢者医療制度について



岸 優 議員

この制度の導入と同時に、従来の老人保健制度とその根拠法である老人保健法は廃止されました。高齢者の健康を守る制度から、医療費抑制のための制度へ、改革の本質がここにあらわれております。後期高齢者医療制度の実施に伴い、75歳以上の人が受ける人間ドックへの補助を行っていた市町村の8割以上が助成を廃止したことが厚生労働省の求めでわかりました。健康保持と病気の早期発見につながる人間ドックも年齢で差別する後期高齢者医療制度の問題点が浮き彫りになっております。神川町でも、国保加入者の人間ドック受診費用の一部を助成していました。4万数千円程度の費用がかかるうち、2万5,000円を補助し、半額以下で受診ができたわけでありました。町でも、高齢者を差別することなく、人間ドックの補助を継続することを強く求めるものであります。町長の見解を伺う。

また、65歳から74歳の障害者の方の任意加入についてであります。町からの通知でも、障害者は自動的に後期高齢者医療制度に加入するものと受け取った方が大部分であります。65歳から74歳の重度障害者に対しては、窓口負担の無料化、軽減などの医療費助成が実施されております。しかし、新制度に加入しないと、助成から除外されたり、窓口負担の軽減措置を制限した県を含めると、14道県になっております。障害を抱えながら働いて家族を扶養している65歳から74歳の人の場合も、新制度に移れば、自分以外の家族が国保などに加入して保険料を払うことになり、負担がふえる場合もあります。さらに、後期高齢者医療制度は、受けられる医療が制限される問題があります。障害者に対する加入についての説明が町ではされておられません。細かい説明をして、どちらを選ぶか、それを選択させるべきではないかと思っております。後期高齢者に入った方でも、国保に戻るのはこれは自由に行けるわけでありました。また、障害者がこの手続をすることは非常に負担になっております。こうした面での町はもう少し親切な対応をすべきであり、町の対応を伺う。次に、健康づくり保養施設利用者に対する1人当たり2,000円の助成を町でも現在行っております。しかし、これも後期高齢者は対象外となりました。この助成を樂しみにしている高齢者に差別することなく町独自で継続すべきものと考えますが、町長のお考えを伺う。

答え 町長

神川町としての人間ドックの補助制度につきましては、後期高齢者医療制度の導入により、これまで市町村の責務において実施していた保健事業としての基本健診が各医療保険者が実施する特定健診に、75歳以上では後期高齢者医療広域連合による健康診査に変わるなど、保険者ごとに責任がより明確化されたことから、町独自の実施は考えておりません。なお、町としましては、高齢者の生活の質を高めるための疾病予防や健康増進策として、埼玉県後期広域連合の委託を受けて実施する健康診査の受診率の向上に努めていきたいと考えています。

次に、重度の障害をお持ちの方の後期高齢者医療制度加入につきまして、神川町では、加入、非加入にかかわらず、埼玉県重度医療の対象になることから、昨年12月に埼玉県後期広域連合の指導のもと、加入、非加入の確認の通知にガイドブックを同封し、ご案内をしました。後期高齢者医療制度に対する周知等につきまして、国においては新聞折り込みやマスコミを活用した公報を、町においては埼玉県後期広域連合が作成したパンフレットの送付や「広報かみかわ」での案内など、できる限りのPRを行ってきたわけですが、法改正から日が浅いことや制度の複雑さなどから、全国的に周知が足りなかったのも事実でございます。今後町としましては、埼玉県後期広域連合などの関係機関と一層の連携を図り、高齢

者の不安の解消に努めるとともに、一定の障害のある方で65歳から74歳の方の加入申し込みや加入辞退には十分な配慮を行ってまいりたい。健康づくり事業の継続ですが、町では、国保の被保険者を対象に健康管理を目的とした健康づくりの保養施設を開設し、多くの方にご利用をいただいております。今回の制度改正では、75歳以上の方は国保から後期高齢者医療制度へ移行により、甚だ残念ですけれども、保養施設を利用できないこととなりました。保養施設の開設につきましては、町の基本施策である「健康で安心に満ちたまちづくり」を進めるために、高齢者の健康づくりの支援と生きがい活動の支援や社会参加の機会づくりとして大事なものであることから、後期高齢者医療制度を運営する埼玉県後期広域連合へ健康づくり事業の、拡大を要望してまいります。



住 民 健 診

農業振興と土地利用計画について

日本の食料と農業は新たな深刻な危機に直面しております。国の食糧の自給率は世界でも異常な39%にまで低下しております。食料自給率当面50%を目指して、主な農産物の価格保障など農業振興対策を進めることがより重要であります。政府は、2005年に策定した食料・農業・農村基本計画で2015年までに自給率を45%に引き上げる目標を掲げましたが実際には自給率は低下し続けております。自給率を引き上げるためには、第1に、価格保障、所得保障など農産物価格の安定で、農業経営を守ることを国にまず要求することであり、第2に、農業に従事する人の高齢化が急速に進行しております。担い手をふやし、定着させるための対策として、町では団塊の世代の農業参入を掲げておりますが、この方針、どのように現在進めているか伺う。第3に、農業の自然環境保持のための休耕地の活用、これをしてこの保全をすることであり、第4に、食の安全・安心と地産地消宣言や産直の推進、学校給食への地場産農産物の供給など、地域の自主的な取り組みに対する援助、地元産の消費拡大、効率一辺倒で農薬や化学肥料に過度に依存した農業生産のあり方を見直し、環境保全型の農業の振興、食文化の発展など、生産者と消費者が協働して進めることでもあります。町の対策について伺う。

次に、農地の荒廃を防ぎ、有効活用についてですが、休耕地の解消は、根本的には農業つぶしの農政の転換が不可欠であります。実態調査などを行った上、行政や農協などと連携して休耕地の再生に取り組み、違法な農地取得、無秩序な転用を厳しくチェックすることであり、農地法は、みずから耕作することを目的としない農地に関する権利の取得を禁止し、農地の転用を規制しています。みずから労働してまともに農業を行う場合に積極的に支援する一方で、農外企業などによる不法あるいは無秩序な農地取得、転用については、厳格なチェックを行うことが必要であります。優良農地を転用する開発は周辺環境に影響を及ぼすので、農地や環境を極力守ること、これが重要であります。専門的な農家とともに、中小農家、兼業農家、集落営農を含めて、多様な家族経営ができるだけ多く残れるような支援をすることであり、町の考えを伺う。

答え 町長

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、遊休農地は、雑草の繁殖による病害虫の発生等で近隣の方々

に迷惑がかかるだけでなく、町の美観やイメージにも影響を及ぼします。自然豊かな農村の風景を次世代に引き継いでいくことも、我々に課せられた大きな責任であると考えます。現在遊休農地は、農振農用地区域域内918ヘクタールのうち、12.6ヘクタール、

約1.4%を占めている状況でございます。高齢化や後継者問題による労働力不足、相続等による不在地主など、遊休化してしまった理由はさまざまでございます。これらの農地の解消、活用に向け、農業委員会や関係機関と一層連携を密にして、所有者の意向を聞き入れながら、規模拡大志向農家への売買、貸借による農地の流動化などに積極的に取り組んでまいります。町の農業を見ると、米麦、果樹、野菜、施設園芸などさまざまな農業が営まれております。これらの基幹的作物によって、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものにし、意欲と能力のある農業経営者を育成、確保していくことは重要と考えております。また、一方で、農産物直売所を活用し、販売している農家もおります。小面積他品目による農産物栽培が高齢者や小規模農家の就業意欲の高揚につながっております。こうした中、本来農業が有する多面的機能を十分生かした農業施策を展開するとともに、消費者ニーズにこたえた新鮮で安全安心な農産物の提供や収益性の高い農業経営体の育成、地元農産物のPRなど積極的に取り組み、農業の振興に努めてまいります。次に、自給率の向上と「地産・地消」対策についてですが、具体的には住民一人一人に日本型食生活の重要性を推進してまいりたいと考えております。昭和50年代に多く見られた米を中心とし、魚介類、畜産物、野菜等多様な食品を組み合わせた栄養バランスにすぐれた日本型食生活を取り戻すことも、食糧自給率の向上につながるものとして、学校給食において、週平均3回の米飯給食に地元産キヌヒカリを、そ

のほかにも牛乳、白菜、卵、大根などの地元農産物を提供しておるところでございます。地域で生産された農産物を地域の中で消費していくという地産地消を積極的に推進し、地域における農産物安定供給と消費の拡大を図り、食糧の自給体制の向上を目指し、地域から自給率の向上を図ってまいります。次に、土地利用計画についてですが、町の土地利用にかかわる法令の中で、農業振興地域の整備に関する法律により、優良農地の保全が図られています。具体的に、この法律は国の基本指針に基づき、県知事が農業振興地域整備基本方針を作成するとともに、町と協議し、農業振興地域を指定します。これらに基づき、町が農業振興地域整備計画を策定することでございます。この整備計画により、農業用地として利用すべき土地の区域を農振農用地、いわゆる青地として設定し、総合的に農業の振興を図るために必要な施策を計画的に推進しようとするのは法律に基づく制度でございます。現在農業振興地域が2,262ヘクタールあり、そのうち、農振農用地区域、いわゆる青地が918ヘクタールとなっております。この青地をもとに土地改良事業やライセンタールなどの農業振興策が導入され、阿久原地区のパイプライン事業が実施されているわけでございます。このような中、農業振興地域整備計画を見直すことには十分慎重を期す必要があり、国、県の指導もあります。町の総合計画に基づき、自然的、経済的社会的な諸条件を考慮し、かつ関係団体等と十分に調整、協議を重ね、町の将来を見据えた整備計画とし、町の農業の振興を図ってまいります。



清水雅之議員

今後の町財政運営について

現在の町の財政状況はどのように変化してきているのか等伺います。平成21年度に向けて事態は深刻度を増すばかりで、長期的に見て取り返しのつかない事態も予測できます。そうなる前に早急な手だてを講じなければ、まさに夕張になり得ないとも限らないわけです。財政収支のバランスを保つことが大事で、支出を抑え、収入をふやすことが最優先課題かと思えます。町長はどのような策で対処されていこうとしているのかを伺う。国、県からの交付金、補助金も増額はまず当てにできない状態ですので、支出抑制だけでは解決できない不足分をどうするか、これからの自治体はみずから稼ぐことが重要と思えますが、いかがでしょうか。町のホームページに広告を載せる件、受益者負担の原則に基づき施設利用者の使用料の適切な徴収もその1つです。ホームページの広告については既に実施されていてはいいのかなと思えますが、いかがでしょうか。施設を利用する住民に聞き取りした中では、そこまで厳しい財政状況ならば徴収も仕方ないとの見解が大多数です。改めて伺いますが、今後財政の不足は確実な町の財政の収入増に対する考えと取り組みについて町長に伺う。

答え 町長

平成19年度一般会計の決算見込額を見てみますと、町税収入は、企業業績の低迷による法人町民税の減収等で総額は19億6,000万円前後となり、前年度の決算額と比較して4%程度の増収にとどまると予想されております。

また、地方債の発行は3億1,300万余りで、前年度に比べて約2.4%の減が見込まれております。平成19年度一般会計決算総額の見込みでございますが、歳入総額が約54億3,000万円、歳出総額が49億7,000

万円、歳入歳出差引額は4億6,000万円と見込まれております。この額から基金からの繰入金や前年度繰越金の財源を差し引いた単年度収支は、赤字が見込まれております。厳しい財政運営を行わざるを得ない状況にあると考えております。

主な歳出抑制としては、特別会計に対する繰出金の圧縮化により前年度当初予算と比較して約9,600万円、一般職員の退職や地域手当の削減により約1,500万円、道路新設改良事業費を前年度より約3,600万円削減するなど、投資的経費全体で約9,650万円の削減を行っております。一方、本年度は、普通会計における地方債の



元利償還額が約5億7,000万円とピークを迎えることとなります。今後の歳出抑制対策としては、引き続き徹底した歳出削減を行うとともに、行政改革集中改革プランにも記されており、民間と競合する施設については、施設存続の必要性や公的関与の必要性を検証し、統合、民間委託等を検討することによりさらなる管理運営費削減に努めるとともに、存続する施設についても管理コスト削減の取り組みを強力に推進し、効率的な施設運営を実施することが喫緊の課題であると考えております。

次に、収入増に対する考えと取り組みについてですが、先ほどの答弁で申し上げましたように、本年度は地方債の元利償還金が普通会計で約5億7,000万円とピークを迎えております。一方、歳入の不足分を毎年財政調整基金から繰り入れてのいでまいりましたが、本年5月31日現在の財政調整基金残高は約1億5,000万円となっており、現状のままで推移しますと、来年度には赤字に陥る可能性が非常に高い状況にあります。

なお、本年4月30日に税法の一部改正が行われ、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという気持ちを持たれる方がその思いを形にするため、都道府県や市町村へ寄附された場合、個人住民税や所得税から一定限度まで控除する、いわゆるふるさと納税制度がスタートしました。神川町でも、近期中にホームページにふるさと納税へのご案内を掲載し、広く寄附を募る予定でございます。いずれにしましても、非常に厳しい財政状況の中で、限られた財源を使い効率的な行財政運営に資するため、徹底した歳出の抑制と歳入の確保を推進してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては特段のご理解とご協力をお願いいたします。

### 非常勤消防団について

町村合併により、神川町の消防団は8分団154名と規模も大きくなったわけですが、見玉郡市の市町村事務の広域化の中で、消防組織も大きく変わっており、常備消防、非常備消防と大きく区分されてきました。常備消防が火災、救急と大きく社会の中で活躍する中で、消防団の存在価値は大きく、大事なものと思っております。いざというときには地元密着型の消防団員は地域住民を支えてくれるわけですね。しかし、この消防団員、全国的に見たときにこの市町村をとりまわると、同じような状況があるわけですね。現在の団員の定数は174名です。90年代からは毎年数百人から、多い年で1,000名ほどのペースでふえ続け、昨年は全国合わせると1万5,502名にまで増加しました。この中には女性だけの分団もあり、女性の全国平均年齢は44歳だそうなんです。比率としてはまだ2%に過ぎない数字ですが、総務省消防庁では、地域防災の担い手として期待し、将来的には10%強の10万人が目標とされています。人口分布、年齢分布等のハンデはありますが、これはどこでも同じことだと思います。比率は、地域密着型の消防団員が必要に存在すること確かです。不足消防団員の確保について、消防団経験者のOB、常備消防のOB、地元企業に勤める社員の方を対象とした活用などが挙げられております。

### 答へ 町長

町における火災等の災害の備えとして、見玉郡市広域消防本部神川分署、神泉分署の常備消防と神川町消防団により、町民の生命、身体、財産の保護に努めております。1点目の町内の現況ですが、神川町消防団は団長及び以下8分団で構成されており、消防ポンプ自動車5台、可搬ポンプ積載車5台を保有し、団員により月2回の点検を行いながら緊急時に備えております。2点目の消防団員の確保についてござ

います。154人で、20人が欠員となっております。なお、役員職員は27人が加入しております。消防団役員が家庭訪問して勧誘を行っている区域内には、分団が担当する区域には、団員の確保が難しく、欠員が生じている状況でございます。先般策定いたしました地域防災計画にも、消防団員の確保と自主防災組織の育成・強化を掲げており、今後地域の課題として消防団や行政区のご協力をいただきなごら、消防力の強化に努めて



消防団放水試験

まいります。3点目のOB・女性・企業を対象とした団員の確保については、ご意見が、OBの方には分団区域において支援していただいております。女性団員の確保については、役員会議や研修会で検討を重ねていただいております。また、災害現場における活動内容など課題があり、参加しやすい活動環境を整えていく必要があります。企業を対象とした団員の確保につきましては、町内の2事業所の自衛消防組織には、火災時に出勤して消防活動の支援をいただいております。このような協力事業所をふやして連携を深め、ご理解をいただいております。

### 議案審議の結果

六月定例会は、平成二十年度神川町一般会計補正予算(第一号)ほか神川町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例などのほか、専決処分などの報告、陳情、意見書などが審議され、それぞれ原案どおり可決されました。

## 予算関係

◎平成二十年度神川町一般会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ一、一七九万円を追加し、総額を四六億九、一七九万円とするもの。

◎歳入に追加された主な項目

国庫支出金 一六五万三千元  
県支出金 五四四万八千元  
繰越金 四六八万九千元

◎歳出に追加された主な項目

〈総務費〉

選挙管理委員会費 一六五万円

〈民生費〉

老人医療費 六二万九千元

〈農林水産業費〉

農業委員会費 三〇万円

〈教育費〉

教育振興費 二九〇万六千元

丹荘小学校教育振興費 三四万三千元

渡瀬小学校教育振興費 六〇万円

神川中学校教育振興費 六〇万円

神泉中学校教育振興費 六〇万円

公民館費 四一五万八千元

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

## 条例など

◎神川町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

法令に準ずる要綱等による公費負担医療の給付も、助成対象となる一部負担金から控除することを明確にするため所要の改正を行う。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町介護保険条例の一部を改正する条例

年金記録問題に対する社会的な情勢

を勘案し、年金記録訂正により、年金受給額が増額する場合や、年金の受給資格が確認され新たに年金を受給することになった場合で、介護保険料が増額される者を、保険料の減免に該当する者とするため、所要の改正を行う。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

神川町が徴収する後期高齢者医療保険料の延滞金について、神川町税条例との整合性を図る必要があるため、所要の改正を行う。

〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

◎埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

皆野・長瀬水道企業団が解散したこと、秩北衛生下水道組合が名称を変更したこと、朝霞市が平成二十一年四月一日埼玉県市町村総合事務組合規約第四条第三号に掲げる事務を共同処理すること及び組合議員の選出方法等に関して規定を整備するなど、所要の改正を行う。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎町道路線の認定について

取付道路の寄附により、町道として認定するため。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

## 報告など

◎平成十九年度神川町一般会計繰越明許費繰越計算書について

三、七三二万二千元

◎専決処分承認を求めることについて(神川町手数料条例の一部を改正する条例)

◎専決処分の承認を求めることについて(神川町税条例の一部を改正する条例)

◎専決処分の承認を求めることについて(神川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

## 陳情

◎建設経済常任委員会

件名 新里地内金讃川改修について

要旨 新里地内金讃川破損箇所改修のお願い

陳情者 新里区長 福島信光

〈審議結果〉 採択

# 意見書の提出

## 高齢者の医療費負担増と後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

2006年通常国会において、医療制度改革関連法が可決成立し、2008年4月より75歳以上の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が実施されました。同制度は

- ① これまで負担のなかった扶養家族を含め、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する。
- ② 月額15,000円以上の年金受給者は年金から保険料を負担させる。
- ③ 保険料滞納者から保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる。
- ④ 75歳以上の高齢者を対象とした別建ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いるなど高齢者の老後を脅かす数々の問題を含んでいる。さらに70歳から74歳までの方の窓口負担を現行の1割から2割（現役並所得者は3割）に引き上げる負担増も予定され、加えて65歳から74歳までの方の国民健康保険税も年金から天引きが実施されます。

多くの病気を抱えているハイリスクの高齢者をひとまとめにした別建ての医療制度は、世界に例をみないものであり、すでに2006年10月から実施されている、長期入院患者への食費・居住費の負担増、現役並み所得者の2割から3割への負担増に加えての「後期高齢者医療制度」の実施は、高齢者をはじめ国民を医療から遠ざけるばかりでなく、老後の生活を脅かすものであります。

よって、国並びに政府関係機関におかれましては、誰もが安心して医療を受けられるよう、下記事項の実現を図られるよう強く要望します。

### 記

1. 「後期高齢者医療制度」を見直しすること。
2. 70歳から74歳の高齢者の窓口負担増は行わないこと。
3. 医療に伴う国の予算を増額し、高齢者をはじめ国民が安心して医療を受けられるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月12日

埼玉県児玉郡神川町議会

衆議院議長 河野 洋平殿  
参議院議長 江田 五月殿  
内閣総理大臣 福田 康夫殿  
厚生労働大臣 舛添 要一殿

## 地方分権改革推進委員会における「国の地方支分部局の見直し」に関する意見書

農業・農村は、国民生活に不可欠な食料を供給し、水や緑を守り、国土保全により災害を未然に防ぐなど、国民生活の安全と安心を支える重要な役割を担っています。他方、我が国の食料自給率は他の先進国に比べ極めて低く、昨今、離農や耕作放棄地が進んでいる状況下において、今後、更に農業・農村がその役割を適切に発揮していくためには各般の施策を引き続き、国の責任において講じ、地方と連携していくことが重要であります。

そうした情勢の中で、昨年末以来、地方分権改革推進委員会、全国知事会において、「国と地方支分部局（地方機関）の見直し」の検討が行われ、地方農政局は大半の業務を地方に移管して廃止すべきとの案が示されています。

これに伴い、国営土地改良事業は、県が必要な職員を国から引き受けて実施するとされています。元来、食料の安定的供給は国の義務であり、地域農業推進の根幹である大規模な基盤整備は、引き続き、国が主体となって実施されるべきであり、仮に、人員・予算を県に移管されたとしても必要な時期に必要な人員を県内で確保したり、他県から融通してもらおうなど不可能であると思料しております。

また、造成された施設の管理に十分な手当てが行われなくなることも繋がり、町や土地改良区の運営がさらに圧迫されることとなります。本町においては、神流川や多数の大小の河川とこれらを利用した大規模な農業用排水施設が古くから整備されており、現在、国営土地改良事業により施設更新事業を実施している最中であり、地域農業の健全な発展に不可欠な国営土地改良事業を県に移管することは、地域農業の存続や町、土地改良区の運営を危うくする重大な問題であり、下記事項について、強く要望します。

### 記

1. 食料の安定供給の根幹である国営土地改良事業については、今後とも引き続き国の責務において実施し、地域農業の着実かつ健全な推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月12日

埼玉県児玉郡神川町議会

衆議院議長 河野 洋平殿  
参議院議長 江田 五月殿  
内閣総理大臣 福田 康夫殿  
内閣官房長官 町村 信孝殿  
総務大臣 増田 寛也殿  
財務大臣 額賀福志郎殿  
農林水産大臣 若林 正俊殿  
経済財政政策担当大臣 大田 弘子殿  
地方分権改革推進委員会 委員長 丹波宇一郎殿

# 児玉郡町議会議員前期研修会開かれる

去る七月十六日、十七日に、群馬県伊香保町に約四十四名の議員、来賓が集まり、児玉郡町議会議員前期研修会が開かれました。児玉郡町議会議長会（会長神川町議会榊議長）主催により、はじめに自治功労者2名が表彰されました。また、講演会では「地域活性化について」のテーマで、講師は地域政策プランニング代表の福田志乃氏で、北海道から九州まで、これまでに訪れた自治体の数は二百を超え、「地域経営」と「市民自治社会」をテーマに自治体向けジャーナリスト活動も展開し、「分権時代の地域経営のあり方」を提唱してきています。



前期研修会

当日のサブテーマとして「グローバルな社会・経済を先読みした地域経営を」と題し、1、今が、どういう時代か、これから先に何があるのか。2、自立への道程を探る：低迷・衰退からの脱却 3、「地域経営」を始動させるために 4、これからの議会に求められること など具体的な説明をしていただきました。

このほか、群馬県立自然史博物館を視察し、多方面にわたり研修を行いました。

## 議会日誌

### 4月



- 1日 定例全員協議会 教職員人事異動辞令交付式
- 4日 丹荘保育所入園式 青柳保育所入園式
- 6日 横浜本牧観光協会来町交流会
- 7日 春の交通安全運動
- 8日 神泉小・丹荘小・青柳小・渡瀬小入学式 神泉中・神川中入学式

- 9日 神川幼稚園入園式
- 10日 更正保護女性会総会
- 14日 区長会
- 18日 人権擁護委員協議会本庄部会総会 健康増進計画策定委員会

- 22日 食生活改善推進員協議会総会
- 23日 母子愛育会総会

### 5月



- 1日 定例全員協議会
- 10日 上武中学校野球神川大会
- 12日 児玉郡議長会総会
- 13日 部落解放同盟児玉郡市協議会定期総会 国道462号線監査
- 14日 埼玉県町村議長会臨時理事会

### 6月



- 2日 定例全員協議会
- 4日 神流川頭首工竣工記念式典
- 5日 第3回定例議会（一般質問）
- 7日 児玉地区交通安全協会総会
- 9日 文教厚生常任委員会 建設経済常任委員会
- 10日 総務常任委員会協議会
- 12日 第3回定例議会（条例等質疑採決）
- 17日 ひびきの農協総代会
- 24日 旧議員俱樂部総会
- 27日 広域圏定例議会
- 30日 八高線電車化促進期成同盟会総会 人権対策協議会理事会
- 16日 本庄法人会神川地区会総会
- 17日 社会福祉協議会監査
- 文化協会総会、神川町商工会
- 青年部総会
- 18日 植竹大運動会
- 20日 いきいき農村塾総会
- 21日 教職員管理職歓送迎会
- 22日 議会運営委員会
- 23日 戦没者追悼式 国保運営協議会 商工会総会
- 25日 町長杯春季ソフトボール大会
- 28日 本庄防犯協会・地方暴力排除推進協議会総会 旧議員俱樂部役員会
- 29日 社会福祉協議会理事会 梨出荷組合連合会総会